

# 長期納骨堂の使用許可申請に関する誓約書

年 月 日

(宛先)浦安市長

住 所

氏 名

電 話

## 1. 誓約内容について

裏面有り

○以下の文章の  欄にご記入いただき、表の同意事項をご確認ください。

浦安市墓地公園長期納骨堂の使用許可申請については、関係親族と協議のうえ、亡  の祭祀の主宰者となる私  が申請をすることとなりました。 \*申請者からみた死亡者の続柄

つきましては、「浦安市墓地公園の設置及び管理に関する条例」（以下条例という。）及び「浦安市墓地公園の設置及び管理に関する条例施行規則」（以下規則という。）に定められている規定を遵守するとともに、以下の全ての同意事項につき、十分理解したうえで、申請することをここに誓約いたします。なお、この同意事項に違反したときは、長期納骨堂使用权の取消処分を受けてもかまいません。

番号	同意事項	チェック欄 ※同意しましたか？	
		はい	いいえ
①	申請にあたっては争いが起きないように、親族間で十分に話し合いを行ってください。また、申請以降に争いが起きた場合は、使用者が自己責任において解決することとし、市は一切関与しません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	長期納骨堂の使用权を第三者に譲渡し、又は転貸することはできません。また、使用許可の承継は原則として使用者が死亡したとき以外はできません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	使用する長期納骨堂の収蔵位置は市が指定します。位置の選定や変更はできません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④	納入した使用料の還付については、裏面に記載の通り、条例及び規則に基づき行われます。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤	長期納骨堂の使用期間は使用許可日から10年です。使用の更新を希望される場合は、使用期間満了の1月前までに、郵送する更新案内に従い、手続きを行ってください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	同意事項	チェック欄 ※同意しましたか？	
		はい	いいえ
⑥	使用期間満了後に、更新手続きをせず、使用期間の満了から3ヶ月を経過しても、焼骨を引き取らない場合は、納骨堂の使用の意思がないものとみなし、長期納骨堂から焼骨を移動します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦	長期納骨堂の使用期間更新の時点において、浦安市外に転居された場合は、市外者の更新使用料が適用されます。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧	長期納骨堂の使用期間内に住所の変更や使用許可の承継等、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに手続きを行ってください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨	長期納骨堂を使用しなくなった場合は、速やかに墓地公園管理事務所まで返還手続きを行ってください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑩	長期納骨堂は複数のご遺骨を保管する収蔵施設です。礼拝方式は、この納骨壇の前で直接礼拝する方式になります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑪	長期納骨堂の礼拝時には献花はできますが、供物やお線香を供えることはできません。ただし、屋外祭壇ではお線香をあげることが出来ます。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【参考】納入した使用料の還付割合について

「浦安市墓地公園の設置及び管理に関する条例」 ※一部抜粋  
(使用料及び管理料の不還付)

第28条 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

「浦安市墓地公園の設置及び管理に関する条例施行規則」 ※一部抜粋  
(使用料の還付)

第34条 条例第28条のただし書の規定により還付する場合及びその額は、次のとおりとする。

- ・長期納骨堂の使用許可を受けた者が、使用期間内に長期納骨堂を返還した場合 既納の使用料に、返還した日から当初の使用期間満了の日までに要する年数(その年数が1年未満であるとき、又は1年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た額を10で除して得た額

※原則として、納入した使用料については、長期納骨堂を使用しないで返還した場合であっても、全額還付には応じません。

2. 収蔵後の焼骨にかかる情報の取扱いについて

今後、第三者が被収蔵者の収蔵の事実について、情報提供を求めてきた場合、第三者に情報開示しますか？      はい□      いいえ□